

令和 7 年版設備機材等評価名簿（電気設備）の使用上の注意点

1. 更新評価について

機材等を次の三つのグループに分けて、3 年ごとに更新評価を実施している。

電気設備の機材等	評価の実施時期等	次の更新評価時期等
・高圧機器 ⑥高圧変圧器（特定機器） ・蓄電池 ①ベント式据置鉛蓄電池 ②制御弁式据置鉛蓄電池 ③据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 ・中央監視制御装置	評価年度： 令和 6 年度（2024 年度） 令和 6 年度の評価基準で評価している。 有効期間： 令和 7 年（2025 年）年4月1日～ 令和10年（2028 年）年3月31日	評価年度： 令和 9 年度（2027 年度） 有効期間： 令和10年（2028 年）年4月 1日～ 令和13年（2031 年）年3月31日
・盤類 ①分電盤（OA 盤及び実験盤を含む。） ②制御盤 ③キュービクル式配電盤 ④高圧スイッチギヤ（CW 形） ⑤高圧スイッチギヤ（PW 形） ・太陽光発電装置 ①パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ・監視カメラ装置	評価年度： 令和 5 年度（2023 年度） 評価内容は、令和 6 年版評価名簿から掲載している。 なお、令和 5 年度の評価基準で評価しているが、令和 6 年度に随時評価または品質・性能等に係る変更評価したものは、その時点の評価基準により評価をしている。 有効期間： 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～ 令和 9 年（2027 年）3 月31日	評価年度： 令和 8 年度（2026 年度） 有効期間： 令和 9 年（2027 年）年4月 1日～ 令和12年（2030 年）年3月31日
・LED 照明器具（一般屋内用に限る。） ・照明制御装置 ・サージ防護デバイス（SPD） ①低圧用 SPD 及び PV 直流用 SPD ・可変速運転用インバータ装置 ・高圧機器 ①高圧交流遮断器 ③高圧進相コンデンサ ④高圧限流ヒューズ ⑤高圧負荷開閉器 ⑦高圧避雷器 ・絶縁監視装置 ①高圧回路の絶縁監視装置 ②低圧回路の絶縁監視装置 ・交流無停電電源装置	評価年度： 令和 4 年度（2022 年度） 評価内容は、令和 5 年版評価名簿から掲載している。 なお、令和 4 年度の評価基準で評価しているが、令和 5 年度または令和 6 年度に随時評価もしくは品質・性能等に係る変更評価したものは、その時点の評価基準により評価をしている。 有効期間： 令和 5 年（2023 年）年4月1日～ 令和 8 年（2026 年）年3月31日	評価年度： 令和 7 年度（2025 年度） 有効期間： 令和 8 年（2026 年）年4月 1日～ 令和11年（2029 年）年3月31日

2. 評価年度による各種規定との相異について

各グループの電気設備機材等は、評価年度の評価基準により評価を行っているため、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下「標準仕様書」という。）」令和 4 年版、「J I S」等の規定と評価内容に相異が生じる場合がある。

3. 評価内容に関する情報提供等について

令和 6 年と令和 7 年の評価基準比較表については、令和 7 年 9 月に追加掲載を予定している。

4. 評価内容の確認の必要性について

評価名簿の使用にあたっては、申請者に上記 2. に記載の相異について確認して運用する必要がある。

評価名簿の説明

1. 評価内容

評価は、申請資料に基づき、次のことを確認している。

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。
- (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
- (3) 納入体制が整備されている。
- (4) アフターサービス体制が整備されている。

2. 名簿の記載事項

- (1) 評価対象の電気設備機材等は、各機材等の項で説明している。
- (2) 品質・性能については、各機材等の項で説明している。
- (3) 品質管理・製造管理については、次のことを確認している。
 - (a) 申請品の製造所については、自社工場または製造委託の工場の生産体制、生産実績及び製造工程を確認している。
 - (b) 評価名簿の製造所欄に（I9）と表示したものはISO 9001の認証登録証を、（I14）と表示したものはISO 14001の認証登録証を、（I9・14）と表示したものはISO 9001及びISO 14001の認証登録証を取得していることを示している。
 - (c) 申請品の品質管理・製造管理・検査の体制及び生産設備を確認している。
 - (d) 品質管理等に関する関係規定の提出を求め、内容の確認を行っている。
 - (e) 製作図、試験成績書の保存が適切に行われていることを確認している。
- (4) 納入体制及びアフターサービス体制については、次のことを確認している。
 - (a) 申請による、納入体制及びアフターサービス体制を確認している。なお、各地区の範囲は、次のとおりである。

地 区	都道府県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関 東	茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸	新潟県、富山県、石川県
中 部	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
近 畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

- (b) 納入体制は、設備機材等評価名簿の「納入地区及び問い合わせ先」欄に示し、併せて納入地区の範囲、地区内の限定並びに連絡先の電話番号を記載している。

略号は次のとおりである。

（本）本社、本店等 （支）支社、支店等 （営）営業所 （出）出張所
（事）事務所、事業所等 （部）事業部等 （工）工場等 （他）別会社（関連会社、代理店等）

3. その他

評価書及び評価名簿の内容に変更が生じた場合には、再審査等の措置の対象となる。